

## 公園等の愛護活動実施要領

(目的)

第1条 公園等の愛護活動は、豊中市（以下「市」という。）の管理する公園、児童遊園、緑地、緑道等（以下「公園等」という。）を地域住民、地元自治会や企業等が自主的に清掃、美化活動などを行うことにより、公園等の良好な環境の保全及び公園愛護精神の向上を図ることを目的とする。

(団体等の登録)

第2条 市長は、公園等愛護活動を行うことが適当と認める地域住民等を公園等愛護会（以下「愛護会」という。）に登録することができる。

2 前項の規定による登録を受けようとする者は、公園等愛護会登録申込書（様式第1号 以下「申込書」という。）を市長に提出しなければならない。

3 愛護会は、申込書に記載された事項を変更しようとするときは、市長にその内容を報告しなければならない。

(愛護会活動の内容)

第3条 愛護会は、前条の申込書に記載した活動を行う公園等において、清掃、花壇づくり等の愛護活動を月1回以上継続して行うものとする。

(市の支援)

第4条 市長は、前条の清掃、花壇づくり等の愛護活動の実施に必要な清掃用具、種子、球根等を貸与または無償で供与するものとする。

(登録の取り消し)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、愛護会の登録を取り消すことができる。

- (1) 愛護会から登録の取り消しの申出があったとき。
- (2) 愛護会としてふさわしくない行為があったと認めるとき。

附則 この要領は、平成17年10月1日から施行する。

附則 この要領は、令和元年7月1日から施行する。